

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.20
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	石村賢一
【住所又は本店所在地】	東京都港区南青山5丁目4番30号
【報告義務発生日】	令和6年12月26日
【提出日】	令和7年1月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有目的及び当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Eストアー
証券コード	4304
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	石村賢一
住所又は本店所在地	東京都港区南青山5丁目4番30号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和37年10月14日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社Eストアー
勤務先住所	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	中村渡
電話番号	03-5276-2301

(2)【保有目的】

企業支配継続のため。

但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」のとおり、提出者1は、2024年12月26日付で公表された株式会社JG27（以下「公開買付者」といいます。）による発行者の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に際して、公開買付者、株式会社ワンド（提出者1が保有する資産管理会社。以下「ワンド」といいます。）及び提出者2との間で、同日付で、公開買付応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約」といいます。）を締結しており、提出者1が所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募すること等の合意をしております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	150,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 150,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		150,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年1月8日現在)	V	5,266,365
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.80

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成25年11月21日に質権設定契約を解消しました。契約先：大和証券担保ローン株式会社、契約締結日：平成21年8月27日、株式数：1,305株

本応募・不応募契約について

本応募・不応募契約の概要は、以下のとおりです。

- 1 提出者1は、本公開買付けが開始された場合、速やかに（遅くとも5営業日以内に）、自己が所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募（以下「本応募」といいます。）するものとし、かつ、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立する発行者株式の買付け等に係る契約を解除しないものとする。
- 2 提出者1による上記1の義務の履行は、本応募・不応募契約で定められる一定の条件が充足されることを条件とする。
- 3 提出者1は、本応募・不応募契約の締結日以降、発行者株式の譲渡（本公開買付けへの応募を除く。）、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わない。
- 4 提出者1は、本公開買付けの決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における対象株式に係る議決権その他一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者の指示に従って行うか、又は、(ii)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適宜な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない。
- 5 公開買付者並びに提出者1及び提出者2は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、発行者を完全子会社化するための一連の手續としての、会社法第180条に基づく発行者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することに合意し、自ら又は発行者をして必要な手續を履践させるものとする。本株式併合においては、本株式併合の効力発生の直前時点で発行者の株主が保有する発行者の普通株式1株につき、本公開買付けにおける発行者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同額の金銭が交付されるよう併合比率を定めるものとする。
- 6 公開買付者並びに提出者1及び提出者2は、本株式併合の効力発生後実務上可能な限り速やかに、発行者が提出者2から不応募対象株式を1株当たり金1,321円（但し、本株式併合の併合比率を踏まえて合理的に調整されるものとする。）で取得すること（以下「本自己株式の取得」といいます。）に合意し、自ら又は発行者をして、本自己株式の取得に必要な手續（本自己株式の取得に必要な資金の調達及び分配可能額の創出に必要な発行者による公開買付者に対する種類株式の発行、減資及び減準備金を含むがこれらに限られない。）を実行させ、提出者2は発行者に対して自己が保有する発行者株式の全てを売却するものとする。
- 7 本応募・不応募契約においては、提出者1、提出者2及びワンドによる表明保証事項及び公開買付者による表明保証事項が定められている。また、本応募・不応募契約においては、提出者1、提出者2及びワンド並びに公開買付者の表明保証の重大な違反が存在する場合や本応募・不応募契約に規定される提出者1、提出者2及びワンド並びに公開買付者の重大な義務の違反が存在する場合が解除事由として定められている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	42,531
借入金額計（X）（千円）	19,015
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	株式分割2,295株、平成25年10月1日株式分割254,430株、平成28年2月19日新株予約権行使2,000株、平成28年3月18日株式分割152,000株
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	61,546

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
三菱東京UFJ銀行（虎ノ門支店）	銀行	永易 克典	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2	19,015

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ユニコム
住所又は本店所在地	東京都港区南青山
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成10年3月23日
代表者氏名	石村賢一
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の売買、仲介、取次、代理、コンサルティング

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	中村渡
電話番号	03-5276-2301

(2)【保有目的】

<p>発行者の代表取締役である提出者1が、100%出資している会社であり、安定株主として長期保有を目的としております。但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」のとおり、提出者2は、本公開買付けに際して、公開買付者、ワンド及び提出者1との間で、2024年12月26日付で、本応募・不応募契約を締結しており、提出者2が所有する発行者株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと等の合意をしております。</p>

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	1,801,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	1,801,000	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,801,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年1月8日現在)	V	5,266,365
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		34.20
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		33.57

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

第1 担保設定契約について

令和5年1月31日に株式会社横浜銀行へ借入金の担保として260,000株を差し入れております。

令和5年9月15日に株式会社三井住友銀行へ借入金の担保として600,000株を差し入れております。

第2 本応募・不応募契約について

本応募・不応募契約の概要は、以下のとおりです。

- 1 提出者2は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、自己が保有する発行者株式の全てにつき、本公開買付けに応募しないものとする。
- 2 提出者2は、本応募・不応募契約の締結日以降、発行者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わない。
- 3 提出者2は、本自己株式の取得の日以前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における対象株式に係る議決権その他一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者の指示に従って行うか、又は、(ii)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない。
- 4 公開買付者並びに提出者1及び提出者2は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、本株式併合を実施することに合意し、自ら又は発行者をして必要な手続を履践させるものとする。本株式併合においては、本株式併合の効力発生の直前時点で発行者の株主が保有する発行者の普通株式1株につき、本公開買付価格と同額の金銭が交付されるよう併合比率を定めるものとする。
- 5 公開買付者並びに提出者1及び提出者2は、本株式併合の効力発生後実務上可能な限り速やかに、本自己株式の取得に合意し、自ら又は発行者をして、本自己株式の取得に必要な手続（本自己株式の取得に必要な資金の調達及び分配可能額の創出に必要な発行者による公開買付者に対する種類株式の発行、減資及び減準備金を含むがこれらに限られない。）を実行させ、提出者2は発行者に対して自己が保有する発行者株式の全てを売却するものとする。
- 6 提出者1、提出者2及びワンドは、本公開買付けにおける決済開始日に、提出者1及びワンドが本公開買付けに応募した株式に係る決済が完了した後実務上可能な限り速やかに（但し遅くとも本株式併合の効力発生日までに）、2023年1月31日付の保証変更契約書に基づき、提出者2が株式会社横浜銀行に対する借入金の担保として差し入れた発行者株式のうち260,000株、及び2023年9月15日付の有価証券担保契約証書に基づき、提出者2が株式会社三井住友銀行に対する借入金の担保として差し入れた発行者株式のうち600,000株について、被担保債権の弁済その他の方法により、当該担保権を解除し、担保権の解除を示す書面を公開買付者に交付するものとする。
- 7 本応募・不応募契約においては、提出者1、提出者2及びワンドによる表明保証事項及び公開買付者による表明保証事項が定められている。また、本応募・不応募契約においては、提出者1、提出者2及びワンド並びに公開買付者の表明保証の重大な違反が存在する場合や本応募・不応募契約に規定される提出者1、提出者2及びワンド並びに公開買付者の重大な義務の違反が存在する場合が解除事由として定められている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	183,242
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	合併による取得3,300株、株式分割3,300、平成25年10月1日株式分割839,520株、平成28年3月18日株式分割849,800株
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	183,242

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
石村賢一			東京都港区南青山5丁目4番30号	2	183,242

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 石村賢一
- (2) 株式会社ユニコム

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,951,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,951,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,951,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年1月8日現在)	V	5,266,365
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		37.05
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		36.37

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
石村賢一	150,000	2.85
株式会社ユニコム	1,801,000	34.20
合計	1,951,000	37.05